

マネージメント・レター 231  
経営承継

中小企業の経営承継においては、後継者が、相続税の過重な負担や他の相続人への遺留分の制約等による資産の分散によって、廃業を余儀なくされるケースが少なくありません。しかし今後、経営承継が円滑に進まなければ、中小企業が持つ高度な技術が失われたり雇用にもマイナス要因となることが予想されます。

このような状況の下、政府は『中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律』（2008年10月1日施行）を創設し、中小企業をバックアップする体制を構築しつつあります。今後、自社の経営承継対策を実施するうえで、同法の活用は重要な選択肢の一つだと考えられますが、活用にあたっては同法を十分に理解し、慎重に検討することが必要です。

《中小企業経営承継円滑化法の概要》

中小企業の円滑な経営承継を図るうえで『民法上の遺留分（法定相続人に認められている一定割合の相続財産）の制約』『代表者交代による信用不安』『（自社株式等にかかる多額の相続税の負担）の3点の課題があるとされています。これらを解決するための対策として、同法の施行により「遺留分に関する民法の特例」「金融支援制度」が創設され、また「相続税の納税猶予の特例」の創設が予定されています。

対象となる中小企業は『一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社』とされ、上場株式を発行している会社や店頭公開会社は除かれます。また、中小企業法に定める一定の中小企業の規模でなければなりません。

内容やご不明な点は、担当者・副担当者・担当税理士にご連絡いただければと思います。

 今月のひとくちメモ 

平成20年から実施されている「長寿医療制度」ですが、原則として、保険料は年金から特別徴収されています。しかし平成20年10月以降の保険料については、市区町村等へ一定の手続きを行うことにより、被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により保険料を支払うことが選択できるようになります。この場合の「社会保険料控除」適用は世帯主又は配偶者となります。